

# 会 報

## ふくしま成年後見センター

発行日 平成28年 7月31日

第5号



### シニア“たすけあい” 事業の実施

代表理事 國井 輝夫

昨年、福島県高齢者生きがい就労モデル事業の助成金を受けて、シニア“活き生き”たすけあい事業を実施し、好評を得たところです。

たすけあい事業は、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等が日常生活で困っていることを、元気な高齢者（有償ボランティア）が支援し、お互いが地域社会で孤立しないで、自立した生活を送れるようにすることを目的として実施するものです。今年度はたすけあい事業のサービス内容を充実して実施します。病院やイベントなどへの同行支援、死後事務手続支援、任意後見等支援などのサービスを新たに提供します。

#### 目次：

たすけあい事業の実施	1
平成27年度の主な事業の実施報告	2
平成28年度の事業予定（計画）	3
連載 成年後見制度(5)	4
トピックス・報告	2～3
お知らせ	3

#### 事業概要（アンダーライン部分は新設事業）

##### I 生活支援事業

1. 生活支援（家具の移動等）
2. 家事支援（清掃等）
3. 福祉支援（介護タクシー等）
4. 同行支援（病院・薬局等）
5. 代行支援（買物等）
6. 緊急支援（病院入退院付添等）

※利用料金は時間で設定（介護タクシーはメーター料金）

##### ○ その他

- ・実施地域は、福島市内、郡山市内、会津若松市内です。

##### II 手続支援事業

1. 施設入所手続支援
2. 成年後見申立手続支援（法定後見、任意後見）
3. 官公庁等申立手続支援
4. 遺言・死後事務手続支援

※利用料金は種別ごとの件数で設定

##### III 任意後見等支援事業

1. ふれあい訪問支援
2. 任意後見支援
3. 法定後見支援

※報酬は契約、家庭裁判所で決定

#### 編集委員の紹介

発行者 國井 輝夫  
編集長 高橋 次雄  
編集員 菊地 ミドリ



（支援相談員 高橋 次雄）

## トピックス

## 1. 市民後見人誕生

待望久しい市民後見人が5月末に誕生した。

事案は、当センター会員K氏が福島市内在住のN氏を任意後見契約に基づいて見守ってきたが、最近N氏の認知症が進み、判断能力が著しく低下したことに鑑み、福島家庭裁判所にK氏が任意後見監督人の申立をしたところ、任意後見監督人にS弁護士が就任する旨の審判が裁判所から出され、代理行為による後見事務がスタートすることになったものである。

## 2. 成年後見促進法成立

認知症や精神障害などで判断能力が不十分な人の財産管理などを行う成年後見制度の利用促進を図る議員立法が4月8日成立した。

新法は、市民から後見人を育成して活用を図ると明記。政府に必要な法整備や財政上の手当を速やかに講じるよう義務づけた。

首相がトップの利用促進会議を内閣府に新設して後見人による不正防止策などを議論し、3年以内に必要な法整備をすることを決めた。

## 別掲3. 鈴木守幸講座(要旨)

- (1) 成年後見人の役割を再認識する身上監護を基本にした後見活動(代理人による意思決定支援の意味)
- (2) 障がい者総合支援法では、サービス事業者等に意思決定支援の配慮を明記
- (3) 意思決定支援のあり方と成年後見制度の利用促進のあり方が論議されている(障がい者権利条約との関連)
- (4) 成年後見制度を適切に利用することへの検討  
市民後見人が担う役割の大きさ(互助としての支え合い)

## 平成27年度の主な事業の実施報告

## 1 成年後見に関する研修

- 福島県社会福祉協議会主催の市民後見人養成研修会に協力団体として参加  
平成27年9月24日～10月28日 6日間の研修  
最終日に当センター主催の考査を実施
- 市民後見人養成研修会(第7回)の実施  
平成27年11月4日～30日(4日間)  
生き生きたすけあい事業の1コースとして郡山市総合福祉センターで実施  
受講者延81名(4日間)
- 定例研修会  
早わかり「民法の改正」(5月29日) 東北学院大 近藤雄大  
先進NPO法人における法人後見等(8月10日) 会員

## 2 成年後見の普及・啓発

- 速習講座(講演会及び相談会)  
10月15日  
精神障害者の理解と成年後見  
東北福祉大教授 阿部正孝  
1月28日  
成年後見と身上監護(別掲3.)  
「エール」副理事長 鈴木守幸  
3月15日  
遺言・相続(成年後見との関わり)  
弁護士 半澤一成
- 出前講座  
7月16日 研究会 DE SUN(福島市柳内クリニック)  
11月25日 清水方部民生委員協議会 ※いずれも國井輝夫が講師



(鈴木 守幸 講師)

## 3 高齢者の生きがい対策及び就労支援「シニア“生き生き”たすけあい事業」

福島県からの助成金に基づくモデル事業です。

1. たすけあい事業検討委員会  
第1回 平成27年8月7日 第2回 平成27年8月19日
2. 支援相談員養成研修会  
(1) 会津若松市 9月28日開催 14人受講 支援相談員登録6人  
(2) 郡山市 9月29日開催 11人受講 支援相談員登録6人  
(3) 福島市 9月30日開催 24人受講 支援相談員登録6人
3. シニアたすけあい事業  
(1) 生活支援 買物2件、清掃2件、ごみ2件、炊事1件、家具移動1件 計8件  
(2) 手続支援 任意後見契約1件、法定後見1件、任意後見監督人1件 計3件
4. シニア生き生き事業  
A～Hコースの7コース(Gは中止)を福島、郡山、会津若松の3方部で12月から3月まで実施した。テーマは成年後見、ケアプラン、藤沢周平、仏教思想、速読術、民法入門、終活とバラエティに富んだものとなり、講師は、会員或いは外部専門家が担い、好評であった。受講者は延74人でした。



(民法入門：弁護士 船木 義男)

## 4 あゆみノートの作成(別掲4.)

あゆみノート検討委員会(3回)の検討を経て刊行

## 平成28年度の事業予定（計画）

### (1) 事業実施の方針

去る5月12日(休)16時40分からチェンバおおまちで総会が開催されました。総会に先立ち、15時から福島介護福祉専門学校の教員の松本喜一氏より「成年後見促進法と市民後見人」と題してご講演をいただき引き続き、第8回通常総会が開催されました。平成27年度の事業報告、活動決算、平成28年度の事業計画、活動予算、役員改選、参与の選任委嘱なども承認されました。

昨年来本部と郡山に臨時職員を置き事務局の強化をはかりながら、新役員のもと理事会に企画・研修部、総務・経理部、広報部の3部会を設置し事業を実施して行くことになりました。

#### 役員名簿

代表理事：國井 輝夫	理事：菊地ミドリ	理事：小山 豊
専務理事：篠崎 浩作	理事：降矢 正美	理事：加藤 剛
常務理事：星野 庸子	理事：水野 榮	監事：中橋淳志郎
常務理事：高橋 次雄	理事：武田 友美	監事：菅野 啓子
理事：池田 満吉	理事：伊藤 慶子	

### (2) 平成28年度の主な事業計画（予定）

期 日	内 容	場 所
6月 18日(土)	出前講座（成年後見制度と市民後見人の活用）県福祉作業所事業所連絡協議会	郡山労働福祉会館
7月 28日(休)	第3回理事会・3部会開催 （たすけあい事業の一部改正、企業訪問）	チェンバおおまち
8月 30日(火)	たすけあい事業支援相談員研修会	郡山市総合福祉センター
9月 中旬 ～11月	企業訪問	金融機関（本店）
10月 1日(土) ～ 2日(日)	第47回中央地区文化祭参加	福島市中央学習センター
中旬	成年後見速習講座、講演会、相談会 （午前 相談会 午後 講演会）	会津若松市
11月	第8回市民後見人養成講座（4日間）	福島市
1月 下旬	定例研修会・新年会	福島市
2月 中旬	成年後見早わかり講座（3日間）	郡山市
3月 中旬	・定例研修会	
下旬	・平成28年度のまとめと次年度の計画	
出前講座	・出前講座は団体からの要請に基づいて行う	
相談会	常時相談 毎週火・木 法人本部 定期相談 偶数月の第1(土) 福島チェンバおおまち 奇数月の第3(土) 郡山市朝日第2吉田ビル	

### 別掲4. あゆみノートの作成

親しみやすく、気軽にかける圧迫感がないノートと好評  
目次

- (1)私のこと (2)財産のこと  
(3)もしものとき  
(4)そしてエンディング

### 報 告

<寄付者>平成27年4月以降

次の方々に寄付をいただきました。ありがとうございます。

- ① 武田友美 3,000円
- ② 松本喜一(一般) 7,388円
- ③ 山口 智 17,388円
- ④ 國井輝夫 30,589円
- ⑤ 中島靖治 20,000円
- ⑥ 小山 豊 5,388円
- ⑦ 清野幸子 30,000円
- ⑧ 高橋恵一 30,000円
- ⑨ 野田幸利 18,000円
- ⑩ 降矢正美 20,000円

※<sub>1</sub>～⑦まで平成27年度の寄付  
※<sub>2</sub>これらの浄財は、有意義に使わせていただきます。

### お知らせ

#### 成年後見相談所

#### ●常設相談所（無料）

毎週火曜日、木曜日  
午後4時～6時  
場所：ふくしま成年後見センター  
（福島市五老内町6-4  
フジコーポラス101）  
連絡：電話 024-535-5451  
（事前に連絡ください）

#### ●定期相談所（無料）

- ・福島：偶数月の第1土曜日  
午後2時～4時  
場所：福島市市民活動サポートセンター  
（チェンバおおまち：東邦銀行本店前）  
連絡：同 上
- ・郡山：奇数月の第1土曜日  
午後2時～4時  
場所：朝日第2吉田ビル  
（郡山市朝日1丁目13-2）  
連絡：同 上

本法人の事業活動に賛同し、活動を支援していただける正会員、賛助会員を募集いたします。

正会員： 議決権あり  
(個人、団体とも)  
入会金 2千円  
年会費 3千円

賛助会員： 議決権なし  
個人 年会費 3千円  
団体 年会費 7千円

ご希望の方には資料一式お送りいたします。詳しくは本紙発行所までお問合せ下さい。

## 会報 ふくしま成年後見センター

■発行者  
認定特定非営利活動法人  
ふくしま成年後見センター

■発行人  
代表理事 國井 輝夫

■発行所  
〒960-8111  
福島市五老内町6-4  
フジコーポラス101  
TEL 024-535-5451

■編集者  
常務理事 高橋 次雄

■編集後記  
これまで会報を年2回発行していましたが、これからは年1回とします。

理由は、財政難ということですが、ふくしま成年後見センターの前年度(27年度)の事業報告と今年度(28年度)の事業予算を明らかにすることによって、会員を含め多くの方々にセンターの活動を理解してもらう内容としました。

ホームページもご覧下さい。  
<http://fukushima-kouken.com/>

## 連載 成年後見制度

### 第5回 成年後見人等の役割 1

専務理事 篠崎浩作

今回と次回にわたり、成年後見人、保佐人及び補助人(以下、三者共通の場合は「後見人等」と略します。)の役割について、後見人等に就任直後に行う業務、日常の業務そして被後見人死亡後の事務に分けて解説していきたいと思います。

後見人等は、成年後見等の開始の審判の確定をもって、就任します。また、家庭裁判所は、審判が確定すると東京法務局へ登記の嘱託をし、約2週間で成年後見等に関する登記が完了します。

#### 1 就任直後の後見人等の業務

後見人等の事務の中でも就任直後の業務が最も煩雑です。確実に事務を処理することが肝要です。まだ慣れていない日常の業務を行いながら、この業務を行うのですから、その大変さは理解できると思います。

#### ①家庭裁判所での成年後見申立書等の記録の閲覧(謄写可能な場合は謄写)

後見人等の事務を行うに当たり、申立て時の内容を知ることは業務を遂行するのに非常に役立ちます。

#### ②本人や関係者との面談

本人の生活状況や問題点を把握するため、本人や関係者(同居又は面倒を見ている親族、介護者又は役所等の担当者)に面談し、事情を聴取します。

#### ③財産の引継ぎ

最低、申立て時の財産目録に記載のある財産は有無と所在を確認し、引継ぎを受けるようにします。後日の紛争防止のため預り証等を発行しよう。

なお、任意に引渡しを受けられない場合は訴訟の提起、通帳や保険証等は再発行が必要となります。

#### ④財産目録・収支目録の作成(成年後見人のみ)

後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、1か月以内(家裁に期間の延長の申立てを行い、家裁において伸長可)に、その調査を

終わり、かつ、その目録を作成しなければならない(民法第853条第1項)。

また、後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する(民法第854条)とされているので、迅速に財産目録を作成し家裁に提出します。

また、後見人就任後に新たな財産が判明した場合等は財産目録及び収支目録に追加して記載します。

#### ⑤登記事項証明書の請求

登記事項証明書は、各管轄の本局の法務局でのみ入手することができます。郵送でも取得できますが、その場合は、東京法務局民事行政部後見課に対して請求します。

#### ⑥金融機関への提出

被後見人、被保佐人及び元本(現金等)の受取り若しくは預入れについて補助人の同意を要するとの審判を受け、又は預貯金の管理について補助人に代理権を付与するとの審判を受けた被補助人が銀行等の金融機関に口座を開いている場合、成年後見制度に関する届出書を提出します。提出により被後見人本人であっても出金できなくなります。成年後見の届出は、銀行により手続の方法が異なりますので、事前に確認して行う必要があります。

#### ⑦役所等への届出

成年後見人は、財産に関する法律行為を代理し身上監護を行う権限があるので、それらの郵便物の送り主に対して、被後見人宛の通知を後見人に変更するよう連絡する必要があります。

#### ⑧親族調査

身寄りのない又は判明しない被後見人の場合、万が一の場合にすぐに連絡できるよう親族調査をしておきます。

今回は、日常の業務、死亡後の事務等について解説したいと思います。